

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度南高江地区電線共同溝に伴う引込管路外工事（通信系）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 福井 貴規 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
契約締結日	令和 6年 9月26日
契約の相手方の氏名及び住所	エヌ・ティ・ティ・インフラネット（株） 西日本事業本部 九州事業部
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥5,135,900－
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥0－
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名:令和6年度南高江地区電線共同溝に伴う引込管路外工事(通信系)

2. 履行場所:熊本市南区近見7丁目地先
(南高江地区電線共同溝1・3・3-2工区)

3. 随意契約の相手方:名称 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
西日本事業本部 九州事業部長 津田 俊介
住所 福岡市博多区東比恵2丁目3番7号
電話 092-432-3791

4. 随意契約適用法令:会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1)当該工事の目的

電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2者以上の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該工事は、民地への通信線の引込及び周辺地域の架空線等との電線の接続のための管路を設けるものである。

2)当該工事の内容

当該工事は、電力線管理者が道路区域外で行う引込設備及び連系設備の設置と一体となって道路区域内の引込管路・連系管路を設置するものである。

3)随意契約に付する理由

本工事は、電線共同溝工事と同時施工するものであり、隣接の民地内の宅内引込みとの接続及び周辺地域の架空線等との電線の接続するための管理を設置するものであり、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社西日本事業本部九州事業部が管理する電線に直接影響するため、電線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。

以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有す有し、当該エリアを担当するエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社西日本事業本部九州事業部が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社西日本事業本部九州事業部と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)
熊本河川国道事務所
交通対策課長